

# 一 般 質 問 通 告 一 覧 表

◆ 6 人が質問を行います。

質問者	質問事項	質問要旨	答弁者
神細工 宗宏	1. 公共トイレの改修について	<p>多賀町内には、いくつかの公共トイレおよび公共設備内のトイレがありますが、和式しかないトイレ、男女の区別のないトイレが存在します。</p> <p>大滝地区には、富之尾のバス停に建設時は主に小学生・中学生のために建てられたものと理解していますが、男女の区別もなく男子用の小便器は良しとしても、後は和式のトイレしかなく、学生の使用は殆どないと聞いています。</p> <p>最近では、「三社参り」等で年間、たくさんの方が歩いて大滝神社まで来られます。終点となったバス停でもあり、バスの利用者が使用するといった機会も多くなり、一番落ち着くトイレで嫌な思いをさせるのも、多賀町のイメージダウンになると思います。</p> <p>また、佐目と大君ヶ畑の間の高室山登山口のトイレも1つは洋式化ができていましたが使用禁止となっていました。いつから使用禁止になっているのか。</p> <p>登山・ハイキングに来られる多くの町外の方に少しでも気持ち良く使用して頂き、多賀のイメージアップを図る事が重要だと思います。</p> <p>そこで質問をさせていただきます。</p> <p>【問1】多賀町内に公共トイレと公共の社会体育施設のトイレが何箇所あるのか。また、洋式化されていない箇所があるか教えてください。</p> <p>【問2】公共トイレの洋式化の予定はありますか。</p> <p>【問3】公共トイレの管理体制はどのようになっていますか。</p>	総務課
大谷 重温	1. 多賀勤労者体育センターの跡地利用について	<p>多賀勤労者体育センターの解体処理が完了し、約 5500 平方メートルの広大な多賀町保有の更地が生まれました。</p> <p>場所的にも、多賀町の玄関、多賀大社前駅にも近く、絵馬通りの活性化等、今後の活用方法に大きな期待が高まっております。そこでお尋ねします。</p> <p>① 広く一般町民の皆さんへの告知の計画はございませんでしょうか。</p>	総務課

		<p>② 色々な分野でご活躍されている有識者を含む、プロジェクトチームの立ち上げが必要かと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>③ 跡地利用に大きなネックと考えられるのは、アクセス道路の件です。  進入道路としては、太田川の堰堤の道路と、多賀大社前駅から、多賀町所有の駐車場わきの道路を利用するしかないと思いますが、どちらも道路幅が狭く、多くの人を利用するには、不便な道路だと思いますが、進入道路について具体的な対策は、お考えでしょうか。</p>	
	2. 家庭ごみ減量のための対策について	<p>彦根市と多賀、甲良、豊郷、愛荘の4町で整備を進める「広域ごみ処理施設」の整備事業ですが、彦根市の市長が代わるたびに、方針が変わり、場所、処理方式その他、遅々として進まない状態です。  現施設の老朽化もかなり進んでいるとお聞きしており、町の対策として、家庭ごみの減量に取り組む必要があると考えます。そこでお尋ねします。</p> <p>① 家庭ごみの中で、生ごみの占める割合は何%ですか。</p> <p>② 生ごみを各家庭で処理する方法として、家庭用の小型コンポストが色々なメーカーから発売されています。家庭ごみから堆肥ができ、省エネ効果も期待されることから、購入費を多賀町で一部負担することは、考えられないでしょうか。</p>	産業環境課
小島 櫻	1. 多賀町の体育施設利用の改善に向けた進捗と今後の方向性について	<p>1. 令和6年12月定例会におきまして、「多賀町の体育施設の利用について、一般利用者がより利用しやすくなるよう改善策を検討できないか」との一般質問をさせていただきました。  その際、町からは「学識経験者や町内スポーツ団体の関係者などで組織する『多賀町生涯スポーツのあり方検討委員会』を開催し、本件をはじめ、町のスポーツに関する諸課題について、利用者目線に立った検討を進めていきたい」との前向きな答弁をいただいたところです。  あれから1年以上が経過しました。これまでの検討がどこまで進み、今後どのような形で改善が具体化されていくのかを確認することが、今まさに重要であると考えます。そこで、以下4点についてお伺いします。</p> <p>(1)生涯スポーツのあり方検討委員会の取組状況について  ①「多賀町生涯スポーツのあり方検討委員会」の、これまでの開催回数と開催時期は。  ②これまでの委員会では、体育施設の利用改善に関して、どのような課題や論点が主に議論されてきたのか。</p>	生涯学習課

		<p>(2)体育施設利用に関する具体的改善策の進捗について</p> <p>①体育施設の利用時間について、「1時間単位での利用設定」や「利用時間の拡充」は、現在どの段階まで検討が進んでいるのか。</p> <p>②地域団体やスポーツ少年団等の学校体育施設への移行について、現時点で実際にどの程度の団体が移行しているのか。</p> <p>(3)管理・運用ルールおよび指定管理者との調整状況について</p> <p>①団体利用によるグラウンドと体育館の重複予約について、問題視されていたと把握しており、現在どのような防止策が取られているのか。</p> <p>②公共体育施設の共用スペースの利用に関するルールの明確化や、現場での指導はどのように行われているのか。</p> <p>③これらの運用改善にあたり、指定管理者とはどのような役割分担や協議を行ってきたのか、この1年間の調整内容は。</p> <p>(4)今後の方向性とスケジュールについて</p> <p>条例の見直しについて、早急な対応が難しいとされていた課題に対し、今後の検討の方向性とスケジュールは。</p>	
	<p>2. 「こども誰でも通園制度」の令和8年度本格実施に向けた体制整備について</p>	<p>2. 全てのこどもの育ちを応援し、保護者の孤立を防ぐための「こども誰でも通園制度」が、令和8年度より全国一律で開始される。令和7年3月定例会の一般質問では、本町においては、既存のサービスを活用しながら子育て支援センターでの実施が計画されている。と答弁いただいた。制度の開始にあたり、住民の期待に応えつつ現場の混乱や負担を避けるためには、綿密な計画と丁寧な周知が不可欠である。そこで、本町の準備状況、人材確保の具体策、周知のあり方、そして本制度が目指す「こどもの社会性の育成」をどう担保するかについて、以下の4点について伺います。</p> <p>(1)実施計画と具体的なスケジュールについて</p> <p>①令和7年度中に例規整備や個別計画の策定を行うとしているが、保護者や保育現場への具体的な説明・周知はいつ、どのような形で行う予定か。</p> <p>②子育て支援センターでの開始から、将来的な各園への拡大に向けた計画はあるのか。</p>	<p>教育総務課</p>

		<p>(2)保育士等の人材確保と現場の負担軽減について</p> <p>① 1日当たり何人の利用見込みをしているのか。</p> <p>②保育士等の確保とどのような体制で臨むのか。</p> <p>③既存の保育体制に過度な負担をかけないための、具体的な工夫や支援策はあるか。</p> <p>(3)正確な情報発信とトラブル防止策について</p> <p>名称から「誰でも、いつでも、何時間でも利用できる制度」といった誤解や、それによる現場のトラブルを未然に防ぐため、利用方法や目的（リフレッシュや孤立防止等）をどのように周知していくか。</p> <p>(4)制度設計の反映状況について</p> <p>先行して試行的事業を実施している他自治体の事例から、どのような課題を把握し、本町の制度設計に反映させようとしているか。</p>	
山口 久男	1. 地域公共交通の充実・改善について	<p>多賀町でも中山間地域の高齢化、過疎化、人口減少が続く中、路線バスが廃止になり、その地域では移動手段が制限される住民が増えている。どの地域に住んでも安心して豊かな生活を享受するためには、交通・移動の権利が保障され、行使できる環境が整えられることが必要です。地域公共交通の維持確保改善するため、行政の責任で交通・移動の権利を保障することです。多賀町公共交通の充実改善のため以下の点について伺う。</p> <p>①路線バスの運行状況、愛のりタクシーの実績はどうか。</p> <p>②通学バスの運行空き時間における柔軟な活用はできないか。</p> <p>③愛のりタクシーの運賃について、運転免許を返納した人や運転免許証のない高齢者等に対する多賀町独自の運賃半額補助制度導入の考えはどうか。</p>	企画課
	2. 介護保険について	<p>介護保険制度が発足して25年になる。この間、国・政府は、利用料の引上げ、施設等の居住費・食費の自己負担、特養の入所制限（原則要介護3以上に限定）、総合事業の創設（要支援1、2訪問介護、通所介護の移行など）の見直しを断行してきました。給付の削減が図られる一方、高齢者の介護保険料は右肩上がりで見直し続けている。第9期の介護保険料は2000年スタート時に比べ全国平均で2.4倍になっており、物価高騰の中で高齢者の保険料負担は限界に達している。介護保険サービスについて以下の点について問う。</p>	福祉保健課

		<p>①多賀町における介護給付の現状はどうか。</p> <p>②介護事業所の状況と本町での訪問介護の現状はどうか。</p> <p>③次期の介護保険料の見通しはどうか。</p> <p>④介護保険料について引き下げの考えはどうか。</p> <p>⑤介護サービスの提供体制の持続について、本町の見解はどうか。</p> <p>⑥国に対し、公費負担割合の引上げを求める考えはどうか。</p>																
	3. ICT教育について	<p>現在、学校教育では「GIGAスクール構想」に基づき、子どもたちが一人1台のタブレット端末を持ち、今年度、新しい学習用タブレットの一斉入れ替えとなった。ICTの活用について、教育の成果と同時に子どもの成長や発達等の課題について、以下の点について問う。</p> <p>①ICT教育は、各学校で工夫をし、教師の指導性を高めて実践されていることは評価しますが、教育委員会としてICT教育の成果と課題をどのように考えているか。</p> <p>②デジタル機器の利用による視力の低下など眼への影響だけでなく、睡眠不足や睡眠の質の低下、脳と心の育ちへの影響も指摘されているが現状はどうか。ICT教育が及ぼす学力や子どもの発達についての影響はどうか。</p>	学校教育課															
木下 茂樹	1. 家庭系ゴミの減量計画は	<p>家庭系で排出されるゴミの排出量削減は、当町にとって広域行政組合の費用負担額においても、喫緊の課題でもあります。</p> <p>物価高騰からの地域・生活格差などから、消費行動の変化、新型コロナの影響で、消費者の購入量・購買行動にも変化が生じています。</p> <p>新型コロナ発生前の平成31年度（令和元年）と、沈静化してきた令和6年度の家庭系収集量と持ち込み量の、家庭系排出量の対比です。表になりますが、</p> <p>可燃ごみ（資料；アメニティ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>収集量</th> <th>持ち込み量</th> <th>排出合計</th> <th>対比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成31年</td> <td>1075.69t</td> <td>0.76t</td> <td>1076.45t</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和06年</td> <td>1026.14t</td> <td>1.13t</td> <td>1027.27t</td> <td>95.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>となり、49.18t、約4.6%の減少となっています。</p>		収集量	持ち込み量	排出合計	対比	平成31年	1075.69t	0.76t	1076.45t		令和06年	1026.14t	1.13t	1027.27t	95.4%	産業環境課
	収集量	持ち込み量	排出合計	対比														
平成31年	1075.69t	0.76t	1076.45t															
令和06年	1026.14t	1.13t	1027.27t	95.4%														

湖東広域衛生管理組合リバースセンターへの排出量の減少は、当町だけでなく他町も数値の違いはあるものの、同様の減少傾向でもあります。

(資料；町提供)

	不燃ごみ		資源ごみ (金属類)		資源ごみ (紙類)	
	収集量		収集量		収集量	
平成 31 年	124.59t		6.172t		202.070t	
令和 06 年	86.63t	69.5 %	6.179t	100 %	129.390t	64.0 %

概略分類となるが、顕著な変動はなく、推移していると思われます。

上記の数値変動・減少傾向は、ごみ減量化の推進影響ではなく、他町においても多少の差はあるが同様の傾向から、消費行動の変化と新型コロナの影響であろうと推測されます。

そこで、減量施策となる当町の対応である、令和 7 年「広報たが」のごみに関する掲載記事は 11 件です。(お知らせ 6 回、案内 3 回、報告・活動 2 回と思われます)

記事の「ごみ減量して SDGs に取り組もう」「リチウム蓄電池の分別徹底」は減量の推進、危険啓発ですが、他は減量の誘因内容にはなっていないと思われます。

令和 6 年度に収集・回収された、当町のごみ排出量や、リサイクルに関する情報は、町広報には掲載はありません。

令和 8 年度は、新型コロナの影響はほぼ脱し、資源化・減量に向けた施策を実践する時期にすべきと思われます。

数年来の住宅地開発で、多くの方が当町に移住されています。

愛荘・犬上郡以外から移住もあり、可燃ゴミの処理法や不燃ごみが収集されてどこで、どのように処理されているのか、知らない町民も増えてきています。

処理施設の視察や、減量の手法の講演会、集落・自治会座談会、実践先進地への視察など、積極的な行動・施策をすべき時期ではないかと思われます。

事例として、以前は、マイバッグ作成、先進地視察など、協議会などを通じた特徴ある施策が、実施・検討されていました。

環境経済学での「課徴金と報奨金」理論による組み合わせ施策が必要です。

ただ、「協力下さい。よろしく申し上げます」だけでは、長続きしません。

回収量や協力者に応じた地域に、報奨にあたる行動のお礼などが、継続となる基礎・地盤となります。

		<p>他市町にはない発想で、資源化を一層推進して、最終処分となる処理施設への負荷軽減、当町の負担額軽減を目指し、分別指導や減量によるメリットなど、令和8年度以降の減量化対策と施策を問います。</p> <p>そこで、以下について答弁を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 分別・減量の令和8年度以降の指標は。</li> <li>(2) 資源化へのトレードオフ対策は。</li> <li>(3) 資源化と可燃・不燃の分別指導は。</li> <li>(4) 処理施設の視察・研修の開催計画は。</li> </ol>	
2. 森林明確化事業の進捗状況は		<p>放置林境界明確化事業が、平成25年から始まり15年が経過しているが、進捗度が進んでいるとは思えないと感じられる。</p> <p>事業は、集落の要望から集落単位で取り組み、適正な森林整備の推進を図るための事業であると理解しています。</p> <p>「森林環境譲与税」の活用で、令和7年度は287万円の予算計上であったが、8年度は1,148万円と大幅な増額の計上となり、遅れていた事業の進捗が前進されるのを願うところです。</p> <p>境界明確化事業の、調査・確認に現地へ出向こうとしても、私有地の所有者は高齢から、境界の確認に現地へ同行することすら、困難な状況となっている。</p> <p>また、後継者がいても、山林の維持・管理作業もしたこともない、山林へ出向いた事もない所有者がほとんどであるのが実状です。</p> <p>進捗率のスピードアップをしないと、益々境界が不確定となり、事業の遅延と不確定林が増加する原因となります。</p> <p>事業の調査・確認を、1年でも早く締結していかないと、現状でも境界地確認に行くのが困難であるのに、益々、確定作業が遅れる状況となり、事業が成り立たなくなると思われます。</p> <p>8年度は放置林境界明確化事業に、手を挙げておられない集落へ、早期に実施に向けた説明会などを開催し、今後の事業スピードアップを目指して頂きたい。</p> <p>過疎化・高齢化で、山間地の集落維持すら困難な状況となってきている現状に、早期の対応・事業の推進を願うところです。</p> <p>そこで、一層の進捗率向上を目指すためにも、速やかな実施を願うとともに、以下について答弁を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現状進捗状況と実施済み状況は。</li> <li>(2) 近隣他市町の進捗状況は。</li> <li>(3) 何年後までに事業完了を目指すのか。</li> <li>(4) 未申請集落へのアプローチは。</li> </ol>	産業環境課

川岸 真喜	1. 集落の公共用施設の今後は	<p>私は、昨年9月定例会に引き続き、集落への指定管理の問題について質問します。</p> <p>今回の3月定例会には、22の公共用施設について集落への指定管理の更新が提案されています。またその一方で、5つの施設については、集落のご意思もあり、更新をしないという説明がありました。これら公共用施設については、長年集落へ指定管理がなされてきました。行政目的を達成するためや、集落の活性化に寄与することを目的に建てられたものでありますが、更新しないことについては、人口減少や将来の財政負担を見越しての苦渋の決断であろうと想像します。集落にとっては、主たる公民館とは別の、第二、第三の公民館的な建物であろうと推察します。</p> <p>① 事前のアンケートで見えてきた、集落から示された問題点はどのようなものか。</p> <p>② この問題については、担当者の説明の中で、集落へいずれ引き渡す予定であった、との見解をよく耳にしました。たしかに、集落専用の建物として立てられ、機能してきたと思いますが、引き渡すとは、譲渡の意味なのか。そうだとすれば、もともと自治会は社団であり、法人格がないために不動産は所有できない（集落名義で登記できない。多賀町名義はできる）仕組みのなかで、どのような引き渡しを考えていたのか。</p> <p>③ 集落の公共用施設は、多賀町名義で登記されているのか、未登記か。また土地の名義はどうなっているのか。</p> <p>④ 今後について。今後も集落の人口減少により、更新しない建物がでてくる可能性がある。使用しなくなった建物についてはどうしていくのか。直営にして、管理を委託するのか。用途廃止の手続きをするのか。普通財産にして、処分や民間への貸出という道筋もある。</p> <p>⑤ 行政財産台帳にのっているものもあるのか。また今後のせるのか。</p>	企 画 課
	2. ふるさと納税の使い途は	<p>これまでも、ふるさと納税の使い途については、何につかわれているかの説明を求めてきた。今後も具体的な使い途の説明を求めたい。たとえば、育英資金の基金が、3000万円台でありいまの支給の仕方を続けると、今後10年で資金が枯渇してしまう。厳しい生活をしいられているご家庭の教育資金をすこしでも支える多賀町独自の制度である。制度存続のためにも、ふるさと納税を育英資金の基金へ充ててはどうか。使い途の見える化につながる。</p>	総 務 課